福島県教育委員会の所管に属する職員等の赴任旅費支給要項

（昭和46年4月15日　46教財第52号教育長）

最終改正　令和4年12月26日 4教職第499号

第１　福島県教育委員会の所管に属する教職員及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号）の適用を受ける教職員（以下「職員」という。）に対する赴任旅費については、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）、福島県旅費取扱規則（昭和28年福島県規則第62号）及び福島県旅費条例運用基準（昭和38年７月16日付38人第207号総務部長通達）によるほか、この要項の定めるところにより支給するものとする。

第２　職員が赴任した場合は、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。ただし、当該職員には、転任又は採用に伴い住居を移転しなかった職員及び任期を定めて採用された臨時的任用職員は含まないものとする。

２　新規採用者（本教育委員会を退職し、１日以上の間をあけて再任用された職員を含む。）に対する赴任旅費については、次の各号の基準により支給するものとする。

(1) 出発地の捉え方について

　　①　４月１日付けの採用　採用日の直前の３月１日現在の住所又は居所

　　②　前記①以外の採用　採用日から起算して30日前の日の住所又は居所

(2) 国、独立行政法人、国立大学法人、本県の市町村教育委員会又は他の地方公共団体から人事交流等により採用された者の旅費の支給は、転任を命ぜられた職員と同様とすること。

３　本教育委員会を退職後、引き続き再任用された職員に対する赴任旅費の支給については、転任を命ぜられた職員の例により取扱うこととし、当該職員の退職前の在勤公署から再任用された在勤公署までの旅費を支給するものとする。

　　なお、再任用職員には、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第９号）第８　条に規定する扶養手当が支給されないため、当該職員の赴任に伴う扶養親族の移転に対　して移転料（扶養親族分）及び扶養親族移転料を支給する際には、全ての扶養親族について「扶養手当を受けていない者」として認定事務を行うことに留意すること。

第３　職員が本校から分校、分校から本校又は分校から他の分校への赴任を命ぜられた場合は、それぞれ当該地域を旧在勤地又は新在勤地として計算した旅費を支給する。

第４　旅行命令は、次に定めるところにより行うものとする。

（1)　福島県旅費支給事務取扱要綱第２条第18号に定める教育委員会指定職員（以下「教育委員会指定職員」という。）の場合

電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであって教育長が指定したものにより行うものとする。

（2） 福島県旅費支給事務取扱要綱第２条第19号に定める教育委員会特定職員（以下「教育委員会特定職員」という。）の場合

ア　市町村立学校職員以外の職員については、福島県旅費支給事務取扱要綱に定める様式（以下「要綱様式」という。）２により行うものとする。

イ　市町村立学校職員については、平成10年９月28日付け10教財第399号、10教義第657号教育長通知で定める様式３又は様式４により行うものとする。

第５　支出命令等に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

1. 住居を移転する者については、次のいずれかの書類

住民票、広域交付住民票、住民異動届の写し（市町村長の奥書証明付き）又は戸籍の

附票であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める個人番号を含まないもの

(2)　扶養親族移転料が支給される場合は、次に掲げる書類

ア　教育委員会指定職員については、対象者全員が記載されている前号に定めるいずれかの書類

　　イ　教育委員会特定職員については、扶養親族認定証明書（要綱様式23）（対象者全員が記載されている前号に定めるいずれかの添付書類を含む。）

(3） 着後手当の加算額が支給される場合は、次に掲げる書類

ア　教育委員会指定職員については、契約書及び領収書の写し等

　　なお、福島県旅費取扱規則第12条第２項第２号に該当する場合は、ホテル等宿泊

に係る証明書（要綱様式23の２）（宿泊施設の領収書の写し等の添付書類を含む。）

　　イ　教育委員会特定職員については、着後手当加算額証明書（要綱様式23の１）（契約書及び領収書の写し等の添付書類を含む。）

　　　　なお、福島県旅費取扱規則第12条第２項第２号に該当する場合は、ホテル等宿泊

に係る証明書（要綱様式23の２）（宿泊施設の領収書の写し等の添付書類を含む。）

(4)　第１号から第３号までのほか、新規採用者にあっては、出発地の住所又は居所等を証明する書類

　　ア　住民票謄（抄）本（出発地の住所又は居所が確認できる場合）

イ　居住証明書〔別紙１〕（アで確認できない場合）

ウ　同居者に関する申立書〔別紙２〕（イの居住証明書を提出する場合で同居者がい　　　るとき）

　　　附　則

　この要項は、平成17年4月1日以後の異動又は採用の発令により、赴任のために出発する旅行から適用する。

　　　附　則

　この要項は、平成22年4月1日以後の異動又は採用の発令により、赴任のために出発する旅行から適用する。

　　　附　則

　この要項は、令和4年4月1日以後の異動又は採用の発令により、赴任のために出発する旅行から適用する。

附　則

　この要項は、令和5年1月1日以後の異動又は採用の発令により、赴任のために出発する旅行から適用する。ただし、第４の規定は、令和4年1月1日以後の異動又は採用の発令により、赴任のために出発する旅行から適用する。

（別紙１）

居　　住　　証　　明　　書

　 下記のとおり相違ないことを証明します。

記

　１　居住者の氏名

　２　住所の所在地

　３　居住の期間

　　　　　　　年　　　月　　　日から現在（　　　　　年　　　月）まで

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　証明者（住居の所有者又は貸主）

　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（別紙２）

同居に関する申立書

　現在の同居者の状況については、下記のとおりです。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　　名 | 続　柄 | 生　年　月　日 | 職　　　業 | 備　考 |
|  | 本人 | Ｓ  Ｈ　　 ．　 ．  Ｒ |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　赴任旅費の支給の基礎となりますので、現在同居しており一緒に転居される方が

　　あれば記入してください。